（東日本大震災に係る人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の八　岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所の事業主に対する人材開発支援コース助成金の支給については、平成三十一年三月三十一日までの間においては、第百二十五条第二項第一号イ(1)㈱の規定は適用せず、同項第二号イ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号イ(2)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ(3)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(4)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円）」とあるのは「六百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」と読み替えて適用する。ただし、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせた事業主及び中高年雇用型訓練対象者に特定中高年雇用型訓練を受けさせた事業主にあつては、この限りではない。

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の八　特定被災区域内に所在する事業所の事業主に対する人材開発支援助成金の支給については、平成三十年三月三十一日までの間においては、第百二十五条第一項第一号イ(1)㈱の規定は適用せず、同項第二号イ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号イ(2)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ(3)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(4)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円）」とあるのは「六百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」と読み替えて適用する。ただし、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせた事業主及び中高年雇用型訓練対象者に特定中高年雇用型訓練を受けさせた事業主にあつては、この限りではない。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条各号に掲げる事業） **第七条**　法第九条各号に掲げる事業として、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金を支給するものとする。 （若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等） **第七条の二**　若年・女性建設労働者トライアルコース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主（法第二条第五項に規定する事業主（以下この条において「建設事業主」という。）であつて、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時雇用する労働者が三百人以下であるものをいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。）第百十条の三第二項第一号イ又は第三項第一号の規定により求職者を建設労働者（三十五歳以上の建設労働者にあつては女性労働者に限る。）として試行的に雇い入れ、同条第二項第二号又は第三項第七号の規定によりトライアル雇用助成金の支給を受けた中小建設事業主であること。 二　前号に該当する雇入れに係る建設労働者一人につき、四万円に、当該雇入れの期間の月数（三月分を限度とする。）を乗じて得た額	（法第九条各号に掲げる事業） **第七条**　法第九条各号に掲げる事業として、建設労働者確保育成助成金を支給するものとする。 （建設労働者確保育成助成金） **第七条の二**　建設労働者確保育成助成金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する者であること。 イ　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定に係る職業訓練又は同法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練（以下「認定訓練」という。）を行う中小建設事業主（法第二条第五項に規定する事業主（以下この条において「建設事業主」という。）であつて、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時雇用する労働者が三百人以下であるものをいう。以下同じ。）又は中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。ハ(1)㈢及び次号トにおいて同じ。）（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）であつ